

九州広域行政機構(仮称)のポイント④

国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定

○他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないように法律で担保

○内閣総理大臣に対する国の財源措置の算定に用いる必要な資料や国の財源措置に不服がある場合の意見書の提出等について法律で規定

・機構は、国の出先機関の事務・権限を「丸ごと」受け入れるものであることから、必要な財源は、その全額が国から措置されるべき。

・財源措置については、当面は、国からの交付金によるべき。

・交付金の算定に当たっては、事業費と人件費を明確に区分し、それぞれの必要額が確実に措置されることが必要。

[イメージ]

